

# 島根県中山間地域における集落営農型法人の 運営実態と役割

竹山 孝治

## The Actual Conditions and Function of Organized Group Farming into Legal Person in Mountainous Zone in Shimane Prefecture

Kouji Takeyama

### I 緒 言

島根県の中山間地域においては、農業労働力の減少と高齢化が進行し、水稻を中心とする土地利用型農業の担い手不足が深刻化し、農地の面的維持や保全が大きな問題となっている。こうした中で、中山間地域では農業の担い手としての集落営農組織の役割が大きくなってきており、近年では集落営農の維持と機能強化のために任意組合を法人化する動きが顕著となり、集落営農の維持の論理（高橋，1993）を背景として設立された農事組合法人は、1998年3月末現在で9法人となっている。

集落営農組織の法人化は、後継者のいない高齢農家の経営移譲の受け皿としての役割や出荷名義の獲得、あるいは収益の内部留保や従事分量配当の損金算入をはじめとする税制上の優遇措置など、任意組合では対応しきれない問題に対処し、組織の継続性を確保するために行われている場合が多い。しかし、集落営農型法人の取り組み内容は多様であり、作業受託を主体とする法人のほかに、集落の話し合いにもとづく農用地利用規程に位置づけられた特定農業法人もある。また、過疎化・高齢化が進む中で、高齢者に雇用の場（内田，1995）を提供してその労働力を活用している法人もみられる。

そこで、集落営農型の法人経営が設立された背景や運営実態を明らかにし、その機能や役割などの分析を通して、集落営農組織の法人化の現状と課題を検討していくことは、今後の担い手問題を展望する上で有効と考える。

このような観点から、1996年3月までに設立された県内の5つの農事組合法人の事例をもとに調査研究を行い、若干の知見を得たので、ここに報告する。

この調査の実施に協力頂いた各農事組合法人のリーダーの方々をはじめ、川本農業改良普及センター（現川本農林振興センター農業普及部）、津和野農業改良普及センター（現益田農林振興センター津和野地域農業普及部）の担当者各位に深く感謝の意を表する。

### II 調査方法

#### 1. 集落営農組織の展開状況及び集落営農型法人の運営概要調査

1995年11月に県内における水稻を中心とする土地利用型農業の担い手の展開状況について調査を行い、これと1997年8月に島根県農業振興課が集計した集落営農実態調査結果をもとに、集落営農組織と集落営農型法人の展開状況を明らかにした。

県内の59市町村を農業地域類型別にみると、

都市的地域2市, 平地農業地域3市町, 中間農業地域18市町, 山間農業地域36町村に区分され, 54市町村がいわゆる中山間地域に属している。集落営農組織と集落営農型法人の展開状況については, この農業地域類型区分を用いて比較・検討を行った。

また, 集落営農型法人の運営概要は, 1996年3月までに設立された5法人を対象に, 設立の経過と取り組み内容について聞き取り調査を行い, 農家構成の特徴や出資金の負担方法などを明らかにするとともに, 法人をタイプ別に分類した。

## 2. 集落営農型法人の受託水田における出役方式と作業効率に関する実態調査

経営受託水田における5法人の作業別対応方式を調査し, 水管理や畦畔除草をはじめとする肥培管理作業への対応を比較・検討した。その中で, 経営受託水田での作業別労働時間が把握できた4法人の米の生産コストを算出し, 県平均や都府県の5ha以上の規模の農家との比較を行った。

また, 作業受託を主体とする2法人については, 作業受託部門の作業効率と経済性の検討を行った。

## 3. 集落営農型法人の機能と役割に関する実態調査

集落営農組織の法人化に伴う集落の変化について, 担い手としての若者, 女性及び高齢者の出役状況や, 10年前に設立された法人の構成員とその家族へのアンケート結果などをもとに分析し, 法人化による集落維持機能について検討した。

# Ⅲ 調査結果及び考察

## 1. 集落営農組織の展開状況及び集落営農型法人の運営概要

### 1) 地域の特徴と農家構成的特徴

1995年11月の土地利用型農業の担い手の展開状況調査(竹山, 1997)では, 水田農業の維持や水稲のコスト低減に取り組む集落営農組織208組織のうち113組織が山間農業地域, 66組織が

中間農業地域にあり, 計86%がいわゆる中山間地域にあった。また, 1997年8月の集落営農実態調査(県農業振興課)では, 組織規約を定めて活動している集落営農組織数は271組織に増え, その関係集落数は525集落となり, 県内の農業集落数3,778集落の約14%で集落営農が行われている。これを農業地域類型別にみると, 表1のとおり約60%が山間農業地域にあり, 中間農業地域を含めると91%を占めており, 1995年の調査との比較では, 中山間地域での増加が顕著であった。

表1 農業地域類型別の集落営農組織数(1997年)

	市町村数	組織数	関係集落数
都市的地域	2	8	13
平地農業地域	3	17	42
中間農業地域	18	85	209
山間農業地域	36	161	261
県計	59	271	525

注) 島根県農業振興課資料をもとに作成した。

こうした中で, 集落営農の維持や機能強化のために設立された農事組合法人は, 1998年3月末では図1のとおり9法人となった。これを農業地域類型別にみると, 7法人が山間農業地域, 2法人が中間農業地域にある。このうち, 1996年3月までに設立された5法人は, すべて山間農業地域にある。

調査対象とした5法人の概要は, 表2のとおりであり, いずれも1集落を基本とした法人で, 集落の稲作農家の7~9割が加入している。法人の構成員の年齢は, 40歳代の多いB・E両法人では平均年齢が約50歳と比較的低い。一方, A・C・Dの各法人では40歳代が2割程度と少なく平均年齢は60歳前後に達している。また, A・B・Dの各法人では構成員に中核的農家が含まれるのに対し, C・E両法人はⅡ兼農家のみの集団である。なお, D法人の構成農家20戸の中には, 60歳以上の独居世帯が6戸あり, 法人は高齢農家の経営の受け皿としての役割も果たしている。

### 2) 設立の経過と取り組み内容

#### (1) A法人の設立と運営概要

A法人のあるA集落では, 1978年に集落の後継者が結成され, 集落の将来について話し合

いが繰り返される中で、1984年から圃場整備に着手し、1985年に第3期島根農業振興対策事業の指定を受けた。そして、集落営農のリーダーであるI氏を中心に、1集落1農場的な発想のもとに話し合いを進めた結果、農業従事者の高齢化による耕作放棄地の増加を防止し、集落を維持するための担い手組織として、集落内の農家12戸によって1987年8月に農事組合法人が設立された。

法人化へ至った理由について、代表者のI氏は次の3点をあげている。まず、従来の任意組

合による共同化では結束力が弱く、実際に田植機やハーベスターの共同利用が個人へ戻ってしまったという経緯もあり、出資制の法人を設立して加入・脱退の自由を保障する必要があったこと。また、後継者のいない農家では農業者年金の受給に際し、例えば隣りへは出たくないという農家の感情に配慮し、経営移譲の受け皿としての法人格を持たせる必要があったこと。更に、税制面でも、任意組合では利用料収入の内部留保ができず、剰余部分は構成員に分けて課税されるため、特に機械更新を行う場合に苦

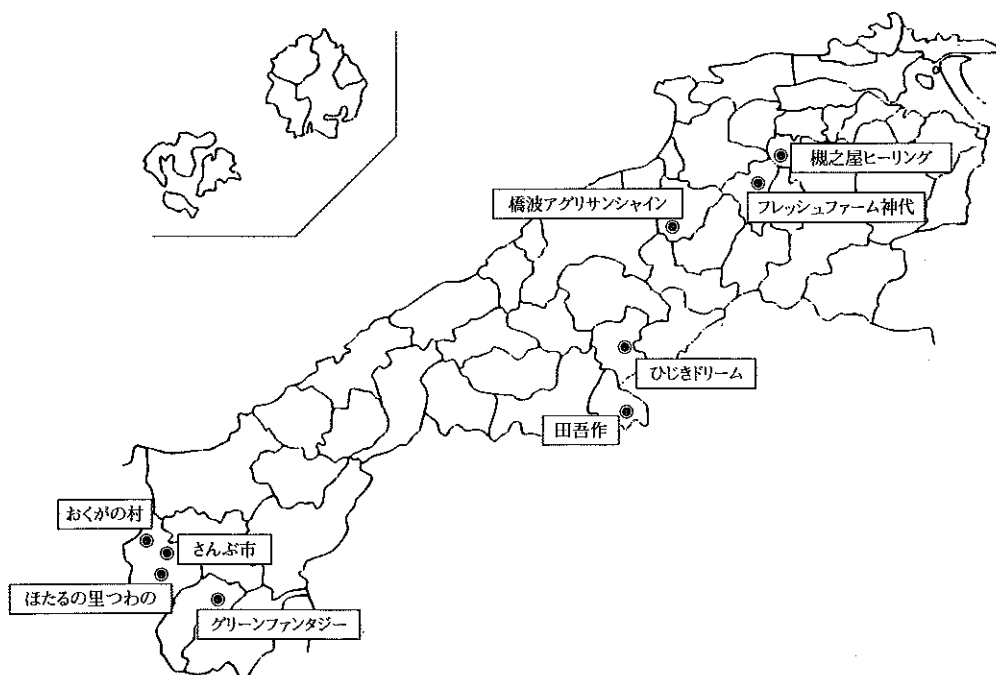


図1 島根県における集落営農型法人の分布状況

表2 集落営農型法人の農家構成の特徴 (1996年)

	A法人	B法人	C法人	D法人	E法人
設立年	1987年	1993年	1993年	1996年	1996年
構成員数(設立時)	12名	15名	14名	20名	9名
〃 (現在)	15名	15名	17名	20名	9名
平均年齢	59.0歳	50.4歳	58.0歳	62.8歳	50.0歳
49歳以下比率	20.0%	64.3%	23.5%	20.0%	66.7%
集落稲作農家数	20戸	16戸	20戸	24戸	13戸
専業的農家数	1戸	4戸	—	3戸	—
代表者	48歳(専業)	62歳(専業)	40歳(Ⅱ兼)	43歳(専業)	46歳(Ⅱ兼)
独居世帯数	—	1戸	2戸	6戸	—

注) 各農事組合法人での聞き取り調査をもとに作成した。なお、D法人の独居世帯数については、西村武司「集落営農の農業集落維持効果に関する研究」(1996年度島根大学卒業論文)のデータを引用した。

しくなるので、内部留保を実施するには法人化が必要であったとしている。

A法人では、各農家に対応できる作業については法人所有機械の貸し出しも含めて自主的に対応することを前提にしながら、作業委託農家に対しては安い作業料金(32,300円/10a)を実現することによって稲作の継続を可能にしている。作業料金は利用高に応じて最高11%までの料金割引の制度があり、比較的規模の大きい農家からの作業委託を促している。また、後継者のいない高齢農家の経営移譲の受け皿としての法人による経営受託にも取り組みながら、肥培管理については可能な限り高齢者や婦人の労働力を活用することを基本にしている。なお、法人の設立時には12戸でスタートしたが、安い作業料金での運営実績や個人所有機械の更新時期の到来などを契機として、既に3戸が途中加入している。米は農協へ出荷しているが、県外の卸・小売業者との交流活動にも取り組んでいる。転作については、ピーマンやメロンなどの栽培において高齢者や婦人に雇用の場を提供している。

### (2) B法人の設立と運営概要

B法人のある集落では、1980年に集落の後継者会が結成され、集落活動の組織化を呼びかけたことを契機に、第3期島根農業振興対策事業の指定を受けた。1983年には集落の有志8戸で稲作用機械の共同利用を開始し、1985年からは圃場整備に着手し、1990年からは集団転作やブロックローテーションを開始した。これらの取り組みの中で、機械の共同利用を集落全体へ波及させるための契機として、中山間地域集落営農推進事業の指定を受けた。出資金などについて話し合いを重ねる中で集落役員から法人化の構想が示され、集落内の農家15戸によって1993年3月に農事組合法人が設立された。

法人化へ至った理由については、隣の集落で誕生したA法人の成功や、後継者のいない農家の経営移譲の受け皿としての法人格の必要性、さらには組織の再編成によって集落営農の仕組みを変えていく必要があったことなどをあげている。

B法人では、法人化を契機に比較的若いオペ

レーターを新たに組織の中核に取り込み、安い作業料金(36,000円/10a)による作業受託に取り組んでいる。作業料金についてはA法人のアイデアを取り入れて、最高11%までの料金割引を行っており、中核的農家を組織の中心に据えた集落営農の展開を可能にしている。また、設立4年目の1996年からは経営受託を開始し、米は農協へ出荷しているほか、もち米は構成員からの注文をまとめて経営受託水田で栽培している。更に、水稻育苗後のハウスでは、ハウレンソウやメロンの栽培を行っているほか、地元の小学生に体験学習の場を提供している。

### (3) C法人の設立と運営概要

C法人のあるC集落では、1982年に圃場整備が完了し、山間地の中では比較的平坦で圃場条件には恵まれていた。しかし、兼業化と高齢化の進行によって担い手不足が深刻化し、集落の若手層を中心に稲作用機械の共同利用について話し合いがもたれるようになった。1991年に中山間地域集落営農推進事業の指定を受け、1992年4月に集落営農研究会を結成した。研究会では、先進事例であるA法人からの助言も受けながら、発足当初から法人組織による集落営農をめざし、法人化後の経営管理やオペレーター体制などを検討して一気に法人化を進め、集落内の農家14戸によって1993年8月に農事組合法人が設立された。

C法人は兼業農家のみの集団であり、構成員の水田の大部分と員外の水田も含めて13haの利用権設定を行い、経営受託に取り組んでいる。法人の設立時には14戸でスタートしたが、1戸10万円の出資金で既に3戸が途中加入している。なお、オペレーターについては、設立初年度のみ月給制の専属オペレーター(当時57歳)がいたが、水稻中心で農閑期に仕事がなく、他の構成員への遠慮もあってやめてしまったため、機械を運転できる11名がオペレーター対応している。

経営受託水田では減農薬有機米の生産に取り組んでおり、米の販路は農協や生協のほか、精米して直販も行っている。転作については、調整水田が多いものの、ブロッコリーの栽培を行っている。また、C法人では設立当初の機械導

入の補助率が比較的高かったために更新用の積立金が不足しており、収入の10%が農用地利用集積準備金として積み立てられる税制上の特例の適用をめざして1997年4月に特定農業法人となった。

#### (4) D法人の設立と運営概要

D法人のあるD集落では、1990年に圃場整備が完了し、それまでの小区画の湿田が平均15a区画の圃場になってトラクター作業が可能となり、40～50歳代の後継者層が中心となって自主的な勉強グループを作り、地域ぐるみでの打開策を探ってきた。1995年にしまね地域農業活性化特別事業を導入して話し合いを進め、1995年10月に営農組合を設立した。しかし、任意組合では農地集積ができず、単年度決算でも内部留保や欠損繰越ができないことなどの問題が浮上し、役員による検討を重ねるうちに法人化の方向が打ち出され、集落内の農家20戸によって1996年3月に農事組合法人が設立された。

D法人は地区の特定農用地利用規程に位置づけられた特定農業法人であり、構成員の水田の大部分と員外の水田も含めて10haの利用権設定を行い、経営受託に取り組んでいる。米の販売では直販のほか、もち加工にも取り組んでいる。また、D法人では広島菜、採種カブ、自然薯、スイートコーン、黒大豆、サツマイモなど露地野菜を中心とした転作作物の栽培にも積極的に取り組んでおり、構成農家の婦人を中心とする雇用の場にもなっている。この法人では販売担当において契約栽培、郵パック、宅配、各種イベントでの加工販売などを行い、生産のみでなく、加工や販売にも力を入れている。

#### (5) E法人の設立と運営概要

E法人のあるE集落では、1989年に町外へ集落営農の視察に行ったことを契機として、1990年に田植機の共同利用を開始し、1991年にはふるさと農業活性化事業を利用して8戸で農作業受託組合を結成した。1993年には集落の圃場整備がほぼ終了し、1994年からは集落外の作業受託も本格的に開始し、法人化についての具体的な検討に入った。その後、収入の10%が農用地利用集積準備金として積み立てられ、しかも農

地の利用集積によって先導的利用集積事業に係わる促進費の交付が受けられる特定農業法人化をめざして調整を図り、集落内の農家8戸と集落外の1戸を含む9戸によって1996年3月に農事組合法人が設立された。

この法人は兼業農家のみの集団で、地区の特定農用地利用規程に位置づけられた特定農業法人である。法人では部外からの作業受託にも取り組んでいるが、経営受託は水稻のみを対象としており、構成員ごとに管理面積を割り当てる方式をとっており、肥培管理作業は各構成員が対応している。乾燥・調製作業は構成員ごとの収量がわかるように別々に行っており、各自の10a当り収量に応じて還元金に差をつける方式をとっている。米の販売では、農協への出荷のほか、試食用の米を保有しながら直販ルートの開拓にも取り組んでいる。なお、水稻育苗後のハウスでは、婦人部の7名が小カブの契約栽培に取り組んでいる。

#### 3) タイプ別分類

集落営農型法人の主な保有機械は、表3のとおりA～Dの4法人ではトラクター、田植機、コンバイン各1台であったが、E法人では機械の保有台数が他法人の2倍であった。法人設立時の個人所有機械の処分については、A・B・Dの各法人のようにそのまま保有している場合と、C・E両法人のように法人で一部買い上げた後に個人で処分した場合とに大別できるが、特にII兼業農家のみの法人では売却時にトラブルが発生しないように配慮したことも組織の成立要因のひとつになっている。また、B法人では法人設立前に集落の有志8戸で稲作用機械の共同利用を行っていたが、法人設立時に大半を売却している。なお、E法人が法人設立前に農作業受託組合として保有していた機械については、農業近代化資金の償還が残っており、制度上法人所有へ移行できなかったため、法人がそのまま借り上げる形をとった。

法人設立時の出資金の負担方法については、C・D・Eの各法人が個別均等割としているほか、A法人は最低1口(10万円)以上としている。また、出資金総額の多いB法人では個別均等割5万円と水田面積割2.5万円/10aを組み合

表3 集落営農型法人の主な機械装備と出資金負担方法

	A法人	B法人	C法人	D法人	E法人
主な機械装備					
トラクター	27ps	30ps	28ps	37ps	17ps+29ps
田植機	6条	5条	6条	5条	4条+5条
コンバイン	4条	3条	3条	3条	2条+3条
乾燥機	50石×2台	30石+50石	32石+34石	15石+32石	14石×3台+32石
設立時の機械処分					
個人所有	そのまま保有	そのまま保有	一部買上	そのまま保有	一部買上
共同所有	—	大半売却	—	—	そのまま賃借
設立時出資金総額	330万円	500万円	140万円	100万円	225万円
出資金負担方法	1口10万円 (1口以上)	個別・面積割 (5万円+ $\alpha$ )	個別均等 (10万円)	個別均等 (5万円)	個別均等 (25万円)

注) 各農事組合法人での聞き取り調査をもとに作成した。

わせ、さらに不足する部分は5名の理事が20万円ずつ負担している。なお、出資金のうち水田面積割部分は、原則として出資金を出した面積についてのみ組合員料金とし、それ以外は員外料金としている。

次に、集落営農型法人による受託面積についてみると、表4のとおり構成員の水田面積合計が比較的大きいA・B両法人の経営受託面積は、構成員の水田のごく一部であるが、作業受託面積はかなり大きく、その組織形態は作業受託を主体とする作業受託型法人であるといえる。

一方、構成員の水田面積合計が比較的小さいC・D・Eの各法人では、構成員の水田の大部分と部外の水田の一部も受託しており、その組織形態は経営受託を主体とする経営受託型法人

である。なお、E法人では秋作業を中心に部外の作業受託にも取り組んでおり、E法人の刈取面積の合計は10.8haになる。

法人の構成員の中に中核的農家が含まれるA・B・Dの各法人のうち、A法人は明らかに集落リーダーによって設立された中核農家主導型の組織であるが、B・D両法人は集落での話し合いを重ねた結果設立された生産組織主導型の組織である。また、II兼農家のみの集団であるC・E両法人も生産組織主導の組織である。更に、法人による受託の範囲をみると、A・E両法人は集落外へも対応しているが、他の3法人は集落内のみである。なお、C法人は今後経営移譲の受け皿として集落外への対応を予定している。

表4 集落営農型法人の受託面積及びタイプ別分類 (1996年)

	A法人	B法人	C法人	D法人	E法人
構成員の水田面積	24.3ha	15.2ha	12.6ha	9.1ha	6.7ha
経営受託面積	3.1ha	1.0ha	13.0ha	10.0ha	6.1ha
(うち水稲作付面積)	(2.7ha)	(1.0ha)	(9.5ha)	(5.9ha)	(5.4ha)
作業受託面積・数量					
育苗	—	—	—	—	1,180箱
耕起	11.4ha	6.3ha	—	—	0.5ha
代かき	11.5ha	6.9ha	—	—	0.4ha
田植	12.3ha	7.9ha	—	0.5ha	0.2ha
刈取	13.8ha	9.6ha	—	0.5ha	5.4ha
粃すり	2,752袋	1,752袋	—	—	1,641袋
タイプ別分類					
組織形態	作業受託型	作業受託型	経営受託型	経営受託型	経営受託型
組織主体	中核農家主導	生産組織主導	生産組織主導	生産組織主導	生産組織主導
受託範囲	集落内外	集落内	集落内(外)	集落内	集落内外
構成農家	中核農家あり	中核農家あり	II兼農家のみ	中核農家あり	II兼農家のみ

注) 各農事組合法人での聞き取り調査をもとに作成した。

## 2. 集落営農型法人の受託水田における出役方式と作業効率

### 1) 経営受託水田での作業別対応方式

集落営農型法人の経営受託水田の概要は、表5のとおりであり、経営受託での水稲作付面積はC法人が最も大きい。経営受託での10a当り地代は、A～Dの4法人では圃場整備償還金水準よりもやや高めに設定されており、圃場整備償還金を支払っても手元にいくらか残るように配慮されている。一方、E法人での10a当り地代が圃場整備償還金水準の約半分であったのは、春作業と肥培管理作業を各構成員が実施することを法人加入の条件としており、各自の10a当り収量に応じた還元金から十分償還可能と判断

しているためである。

法人の機械オペレーターの数は4～11名であり、いずれも十分確保されているが、オペレーター賃金は時給1,000～1,500円でそれほど高くはなく、月給制の専任オペレーターはいない。また、中心的オペレーターの年間出役時間は、各法人の中で最も出役時間が多いオペレーターでも300時間台である。

経営受託水田での作業別対応方式についてみると、機械作業のうち秋作業はいずれもオペレーターが対応しているが、春作業については4法人がオペレーター対応であるのに対し、E法人は機械貸出としている。また、育苗は5法人のうち4法人が共同出役である。

表5 経営受託水田の概要と作業別対応方式（1996年）

	A法人	B法人	C法人	D法人	E法人
経営受託面積	3.1ha	1.0ha	13.0ha	10.0ha	6.1ha
（うち水稲作付面積）	(2.7ha)	(1.0ha)	(9.5ha)	(5.9ha)	(5.4ha)
10a当り地代	27,000円	22,000円	20,000円	17,274円	9,000円
10a当り圃場整備償還金	20,000円	20,000円	15,000円	15,000円	18,500円
利用権設定期間	10年	10年	6年	10年	10年
標準小作料(上田)	20,000円	20,000円	15,000円	15,000円	14,000円
オペレーター数	10名	4名	11名	5名	9名
（うち中心的オペレーター）	(5名)	(2名)	(6名)	(5名)	(6名)
オペレーター賃金(時給)	1,400円	1,500円	1,500円	1,000円	1,200円
作業別対応方式					
育苗	(外部委託)	共同出役	共同出役	共同出役	共同出役
耕起・代かき	オペレーター	オペレーター	オペレーター	オペレーター	機械貸出
田植	オペレーター	オペレーター	オペレーター	オペレーター	機械貸出
施植	再委託	共同出役	内部委託	内部委託	再委託
防除	(外部委託)	(外部委託)	内部委託	内部委託	再委託
水管理	再委託	管理委託	管理手当	内部委託	再委託
畦畔除草	再委託	共同出役	管理手当	管理手当	再委託
刈取	オペレーター	オペレーター	オペレーター	オペレーター	オペレーター
乾燥・調製	オペレーター	オペレーター	オペレーター	オペレーター	オペレーター

注) 1. 各農事組合法人での聞き取り調査をもとに作成した。

2. 作業別対応方式のうち再委託は土地所有者への委託、内部委託は時間給による特定の構成員への委託、管理委託は定額による一括委託、管理手当は面積当りの手当支給を意味する。

肥培管理作業では、各法人の保有労働力の量と質に応じた様々な作業分担方式が採られている。最も時間を要する畦畔除草では、時間給による再委託、共同出役、定額の管理手当の支払い等の形態をとっている。これについては、C法人では畦畔除草と水管理を含めて10a当り7,000円の手当を、D法人では10a当り約7,500円の畦畔除草手当を土地所有者に支払っている。また、A・E両法人では肥培管理作業を原則として土地所有者へ再委託しているほか、B法人では施肥と畦畔除草を共同出役とし、水管理は1人の構成員へ1ha分をまとめて40,000円で管理委託している。更に、C・D両法人では、前述の管理手当のほか、施肥や防除作業へ対応可能な数名の構成員へ内部委託することによって農地の面的維持を図っている。

## 2) 経営受託水田での作業効率と米生産費

経営受託水田での作業別労働時間は、表6のとおりであり、作業別に把握できた4法人の10a当り労働時間は平均23.1時間と県平均の半分以下であり、作業効率は総じて高いといえる。また、都府県の5ha以上層と比較すると、いずれも10a当り23時間前後で同水準にあるが、法人の調査データには畦畔の法面除草の時間が含まれているのに対し、農林水産省の調査データ

には法面除草の時間が含まれていないことを考慮すれば、機械作業での作業効率は実質的に都府県の5ha以上層を上回っているといえる。

作業別にみると、法人の平均では畦畔除草を含むかん排水管理が9.9時間であり、特に畦畔除草だけで平均7.5時間を要している。また、刈取～出荷については、構成員ごとの刈取・調整作業を別々に行っているE法人でかなり多くかかっている。病虫害防除については、A法人とB法人が外部委託（無人ヘリコプター防除）し、C法人が低農薬有機米栽培で除草剤以外は使用していないため、全くかかっていない。

経営受託水田における10a当り米生産費は、表7のとおり4法人の平均で98,368円であり、いずれもかなり低コストで生産されている。このうち、地代を差し引いた費用合計の平均は78,868円で、法人間でかなりの開きが見られるものの、県平均の54%と極めて低く、都府県の5ha以上層と比較しても約2万円低く、低コスト生産を実現している。

この要因としては、法人が集落の水田の大部分をカバーすることによって、保有機械1台当りの稼働面積が限界に近い面積に達していることがあげられる。水稻の中型機械1セット体系での規模拡大の上限は、納口(1997年)によれば15～20ha程度とされているが、費用合計が67,774

表6 経営受託水田での作業別労働時間 (10a当り)

	A法人	B法人	C法人	E法人	法人平均	(県平均)	(都府県5ha)
育苗	—	7.3	1.6	4.1	3.3	5.6	3.7
元肥	0.8	—	0.8	—	0.4	2.1	0.6
耕起・代かき	1.5	2.2	1.8	2.6	2.0	7.0	2.7
田植	0.7	0.8	1.7	2.1	1.3	6.9	3.5
追肥	0.8	1.4	0.6	1.4	1.1	1.6	0.7
本田除草	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	3.1	1.3
かん排水管理	9.0	12.6	6.3	11.5	9.9	6.0	4.5
(うち水管理)	(3.0)	(2.6)	(1.3)	(2.5)	(2.4)		
(うち畦畔除草)	(6.0)	(10.0)	(5.0)	(9.0)	(7.5)		
病虫害防除	—	—	—	0.9	0.2	1.7	0.5
刈取～調整・出荷	2.3	1.8	3.1	7.8	3.7	13.7	4.5
その他	—	—	1.9	1.4	0.8	2.1	0.8
合計	15.5	26.5	18.2	32.2	23.1	49.8	22.8

注) 1. 各農事組合法人の作業日誌などの資料と聞き取り調査をもとに作成した。

2. 県平均及び都府県5ha以上は農林水産省1995年産米生産費調査結果を引用した。



円と最も低コストになっているA法人では、作業受託を含めた保有機械の稼働面積がすでに田植15.0ha、刈取16.5haなどとなっている。そして、A法人では保有機械1台で最大限に稼働すれば、約20haまでは対応可能であるとしている。した

がって、中山間地域においてもそれぞれの法人の保有労働力を十分活用していく出役方式が確立できれば、農地の面的維持とともに、作業の効率化によるコスト低減が可能になると考えられる。

表7 経営受託水田での米生産費（10a当り）

	A法人	B法人	C法人	E法人	法人平均	(県平均)	(都府県5ha)
種苗費	11,700	6,329	2,018	773	5,205	2,572	2,601
肥料費	5,088	5,412	19,629	6,126	9,064	11,398	8,718
農業薬剤費	2,564	4,155	2,400	8,471	4,398	10,118	7,622
光熱動力費	—	2,300	1,329	4,613	2,060	3,532	3,111
その他諸材料費	—	—	5,789	2,347	2,034	4,044	1,730
土地改良水利費	—	—	—	—	—	6,813	8,380
賃借料料金	35,800	3,500	7,000	25,568	17,967	13,004	4,745
物件税公課諸負担	—	2,298	3,631	125	1,513	2,269	1,673
建物費	—	1,430	371	—	450	4,071	3,611
農機具費	—	13,973	18,128	13,365	11,367	24,069	21,827
労働費	11,000	28,496	17,452	15,962	18,228	63,559	33,982
その他	1,622	7,962	5,181	11,563	6,582	47	477
(費用合計)	(67,774)	(75,855)	(82,928)	(88,914)	(78,868)	(145,496)	(98,477)
地代	27,000	22,000	20,000	9,000	19,500	24,095	34,257
合計	94,774	97,855	102,928	97,914	98,368	169,591	132,734

- 注) 1. 各農事組合法人での聞き取り調査をもとに作成した。  
 2. 県平均及び都府県5ha以上は農林水産省1995年産米生産費調査結果を引用した。  
 3. A法人の賃借料料金は、作業受託での作業料金と無人ヘリ防除料金の合計であり、作業料金には農機具費やオペレーター賃金、光熱動力費などが含まれる。

### 3) 作業受託部門の作業効率と経済性

作業受託を主体とするA法人とB法人の作業受託水田における10a当り労働時間は、表8のとおりである。このうち、法人のオペレーターによる集団作業は、A法人が4.5時間、B法人が4.8時間であり、これに個別作業を加えた労働時間は両法人とも22.7時間となっている。また、個別作業時間を作業別にみると、両法人の農家とも畦畔除草を含むかん排水管理に半分以上の時間を費やしている。なお、両法人とも肥培管理作業の大部分は高齢者や女性が担っている。

1996年の作業受託水田での水稻の平均単収は、A法人が474kg、B法人が479kgであり、平年単収とはほぼ同水準であった。そして、作業受託水田での委託者手取りをコシヒカリの場合でみると、表9のとおりであり、粗収益から部内の作

業料金、無人ヘリコプターによる防除料金、種苗費、肥料費、農業薬剤費を差し引くと、A法人が92,821円、B法人が85,169円となる。また、ここでは計上していない畦畔除草に係わる経費（草刈機、燃料）や個別の農機具費などが若干かかっていると考えられるが、これらを差し引いても10a当り8万円程度の所得は確保していると推定される。

なお、1996年のコシヒカリの単価は9,000円/30kgであったが、1997年には7,650円/30kgに下がっており、1997年の単価で再計算した委託者手取りは、A法人が71,491円、B法人が63,614円となる。しかし、作業受託部門での個別の10a当り労働時間は18時間前後であり、高齢者や女性を中心とする個別の労働時間からみた収益性は、依然としてかなり高いといえる。

表8 作業受託水田での作業別労働時間 (10a当り)

	A法人			B法人		
	集団	個別	合計	集団	個別	合計
育苗	—	4.2	4.2	—	2.8	2.8
元肥	—	2.0	2.0	—	0.5	0.5
耕起・代かき	1.5	—	1.5	2.2	—	2.2
田植	0.7	0.7	1.4	0.8	1.8	2.6
追肥	—	1.4	1.4	—	1.4	1.4
本田除草	—	0.4	0.4	—	0.5	0.5
かん排水管理	—	9.5	9.5	—	9.9	9.9
(うち水管理)	—	(3.0)	(3.0)	—	(2.3)	(2.3)
(うち畦畔除草)	—	(6.5)	(6.5)	—	(7.6)	(7.6)
病虫害防除	—	—	—	—	—	—
刈取・脱穀	0.8	—	0.8	1.3	0.2	1.5
乾燥・調製・出荷	1.5	—	1.5	0.5	0.8	1.3
合計	4.5	18.2	22.7	4.8	17.9	22.7

注) 1. 各法人への聞き取り調査をもとに作成した。  
2. 病虫害防除は、原則として別組織へ委託している無人ヘリコプター防除のみであり、計上していない。

### 3. 集落営農型法人の機能と役割

#### 1) 農地の面的維持と低コスト生産機能

担い手不足が深刻化している中山間地域において、集落営農型法人は経営受託と作業受託の受け皿として機能し、特に後継者のいない農家の経営移譲の受け皿として農地の面的維持の役割を果たしている。

経営受託での水稻作付面積が9.5haと最も大きいC法人では、これまで集落外からの経営受託は断ってきたが、今後は経営移譲の受け皿として町の標準小作料での受託を予定している。ただし、水田での水管理と畦畔除草については、構成員と同じ条件の10a当り7,000円の管理手当を地代とは別に支払ってでも土地所有者側で対応してほしいとしている。今後、この方式による経営受託の増加が見込まれるものの、中山間地域の傾斜地水田においては、法面を含む畦畔除草への対応がネックとなっており、管理作業への肥培管理手当については、国土保全の観点からデカップリング政策として公的助成の対象にすべきであると考えられる。

また、経営受託と作業受託の合計を刈取面積で見ると、A法人が16.5ha、E法人が10.8ha、B

表9 作業受託水田での委託者手取り (1996年)

	A法人		B法人		備考
	10a当り粗収益	142,200	143,700	コシヒカリ	
10a当り経営費					
部内作業料金	32,300	36,000			
(耕起)	(4,200)	(5,000)			
(代かき)	(4,400)	(6,000)			
(田植)	(3,700)	(5,000)			
(刈取～調製)	(20,000)	(20,000)			
防除料金	3,500	3,500			無人ヘリ防除
種苗費	4,695	6,378			
肥料費	6,320	8,498			
農業薬剤費	2,564	4,155			除草剤など
(合計)	49,379	58,531			
差引	92,821	85,169			

注) 各法人への聞き取り調査をもとに作成した。

法人が10.6haであり、いずれも集落の水田の大部分をカバーしている。その結果、経営受託水田における米生産費は、県平均に比べてかなり低コストで生産されており、特に保有機械1台当りの稼働面積が最も大きいA法人における10a当り費用合計は67,774円で、県平均(145,496円)の半分以下となっている。A法人の経営受託水田における10a当り労働時間は15.5時間であり、特にオペレーターの出役時間が4.5時間と少なく、施肥・水管理・畦畔除草については時間給1,000円で土地所有者へ再委託することによって労働力の有効利用と低コスト生産を両立させている。

経営受託水田での10a当り収量については、構成員ごとに管理面積を割り当て単収に応じて還元金に差をつけているE法人が516kgと最も高く、次いでA法人486kg、B法人460kg、D法人453kgの順である。なお、県の平均単収は476kg(うち山間農業地域444kg)であり、有機米生産を行っているために単収が低かったC法人を除いてほぼ県平均並みの単収を確保している。そして、生産コストが最も低いA法人での30kg当り費用合計は4,184円となり、県平均の8,926円

をはるかに下回っている。

## 2) 担い手育成機能

集落営農型法人の機械オペレーターは、前述のとおり十分確保されており、設立後10年が経過したA法人では近年20～30歳代の若いオペレーターが新たに出役を開始する動きが顕著となっている。

A法人における過去3年間のオペレーター出役の推移は、表10のとおりであり、1994年には5名であったが、1996年には10名に増えている。1995年以降新たに出役を開始した5名の平均年齢は30.8歳で、うち3名は20歳代である。このうちI.Y氏は法人の代表者の子息であり、1995年にシクラメンを中心とする花き経営で新規就農し、就農と同時にオペレーター出役を開始している。また、K.M氏は法人の中心的オペレーターのひとりであるK.T氏の子息であり、役場に勤務しながら1996年から補助的オペレーターとして出役を開始している。さらに、O.M氏とM.T氏は非農家で法人の構成員ではないが、集落の青年部のメンバーとして秋作業の粗運搬などで補助的オペレーター出役を行っている。

このように、A法人では法人の構成員の子息のみではなく、集落の後継者層まで含めてオペレーターとして法人へ取り込んでおり、農業の後継者と集落の後継者を同時に育成するという担い手育成機能を発揮している。

また、B法人では、法人化を契機に比較的若いオペレーター（43歳）を新たに組織の中核に取り込んでおり、このオペレーターが法人のオペレーター出役の約7割を占めている。なお、このオペレーターは水稻育苗後のハウスを利用してハウレンソウやメロンなどの野菜栽培にも取り組んでおり、法人設立後の集落の中心的担い手としての役割を果たしている。

さらに、A法人のオペレーター2名（代表者親子）とB法人の中心的オペレーターは、町外の1名を加えて無人ヘリコプターの操縦資格を取得し、1996年から無人ヘリコプター利用組合を設立して、町内の水田約60haで防除作業を実施している。無人ヘリコプター防除での出役体制は、オペレーター1名、ナビゲーター1名、補助（薬剤注入、機械点検、積み降ろし）作業

1～2名の合計3～4名であり、A法人とB法人のオペレーターは集落営農の担い手であると同時に、集落と集落を結ぶ柔軟な対応によって町の担い手としての役割も果たしている。

## 3) 高付加価値型農業の展開と都市との交流機能

高付加価値型農業の展開については、D法人の経営受託水田における野菜の生産販売の取り組みや、C法人の経営受託水田における減農薬有機米の生産販売の取り組みなどにその萌芽がみられる。

D法人での主な転作作物のうち広島菜と採種カブは契約栽培であり、広島菜は1kg当り80～100円で漬物工場へ、採種カブは1kg当り4,000円で種苗会社へ出荷している。また、自然薯は郵パックを利用して1kg当り約3,000円で販売している。D法人では野菜の生産のみではなく、販売担当を置いて販売にも力を入れており、スイートコーンは地元の会社などにチラシを置いて注文をとり、1本100円で宅配しているほか、サツマイモは各種イベントで焼きイモや大学イモとしても販売している。さらに、D法人では正月用のもち加工にも取り組んでおり、予約をとるために新聞広告を出しているほか、米も広島県方面を中心に個人への直販をめざしている。このように、D法人では集落内の貴重な人的資

表10 A法人におけるオペレーター出役の推移 [単位：hr]

	1994年	1995年	1996年	備考
I.M (48歳)	303.5	294.0	348.5	代表理事
S.Y (32歳)	82.5	15.0	55.0	
I.Y (23歳)	—	19.0	73.0	1995年新規就農
K.T (53歳)	31.0	26.0	18.0	
K.M (51歳)	24.5	22.0	17.5	
O.K (67歳)	66.0	117.5	24.0	
N.I (49歳)	—	20.0	4.0	
K.M (24歳)	—	—	3.0	K.T氏の子息
O.M (25歳)	—	—	8.0	非農家
M.T (33歳)	—	—	8.0	非農家
合計	507.5	513.5	559.0	

注) 1. 作業日誌及び聞き取り調査をもとに作成した。  
2. オペレーターの年齢は1996年現在で示した。

源である女性の労働力を最大限に活用し、さらに村内や都市も含めて販売活動を行うことによって高付加価値農業の展開を図っている。

C法人では経営受託水田において減農薬有機米の生産に取り組み、販売単価の向上による高付加価値化を図っている。この法人のある村内には有機農業研究会、有機野菜組合、有機米の会などの組織があり、それぞれが消費者との連携を重視した生産販売活動を展開している。こうした取り組みの中で、C法人の有機米の販路は、農協を通して九州のグリーンコープ生協への出荷が主体となっている。また、この法人では玄米保管用の冷蔵庫を保有し、県内の生協や、業務用として食堂への販売があるほか、集落内で農産加工（かきもち）用にもち米の供給も行っている。更に、転作作物のプロッコリーを今後グリーンコープ生協へも出荷するとしている。このように、C法人では村内の有機農業への取り組みをはじめとする様々な人的ネットワークを活かしながら、集落内の貴重な人的資源である女性と60歳代の男性の労働力を活用し、さらに様々な販売チャンネルを持つことによって高付加価値型農業の展開を図っている。

集落営農型法人と都市との交流については、有機農産物をはじめとする高付加価値農産物の提供や、消費者グループとの連携を重視した交流会の開催などがみられ、C法人では村の有機農業研究会を通して生協組合員を招き、生産現場の見学会や意見交換会などを実施している。

また、A法人とB法人のある町の農協では、米の主な出荷先のひとつである長崎県から卸し業者と量販店を招待し、生産者との交流会を開催している。この交流会では、A・B両法人のオペレーターによる無人ヘリコプターの実演や、法人の構成員の家での宿泊先の提供など、都市との交流に大きな役割を果たしている。

さらに、A法人では毎年数多くの視察者を受け入れており、1996年には県内や中国地方をはじめ、九州・四国地方のほか、遠くは関東や北海道を含め884名が訪れている。こうした形での都市の人たちとの交流は、代表者へのインタビュー記事を引用すれば、「村に来た人が村の人間を教育してくれる。人に来てもらうためには立派にしておかねばいけない」、「今までは、こっ

ちから出かけて行って情報を持って帰ってきていたのが、みんなが情報をもってきてくれるようになった」という言葉に象徴されるように、内発的発展力（保母、1996）の形成に大いに役立っているといえる。

#### 4) 集落維持機能

集落の維持再生については、県内で最初に設立されたA法人の10年間の取り組みを振り返り、集落にどのような変化があったのかを検証する。

A法人は集団としてのまとまりを保つため、設立当初は参加可能な12戸でスタートし、徐々に構成員を増やして15戸になったが、「農地を貸した人や残された高齢者をどうするか」という観点から「高齢者から農地を取り上げるのではなく、肥培管理をしてもらう」ことを基本理念としてやってきた。

集落では65歳以上が約40%を占めているものの、高齢者は総じて元気であり、稲作のほか野菜生産でもささやかながら雇用の場が提供され、労賃収入の確保を含む高齢者の生きがい対策としての側面も合わせ持ち、収入は少なくとも低コストで生活できるシステムが確立されてきている。更に、法人化によって、仮に自らの後継者はいなくても集落で生涯元気で暮らせるといふ仕組みを作り、社会福祉の領域も含む社会的コストを結果的に肩代わりしているといえる。

この法人では集落内の生活環境整備の一環として、「テレビもろくに映らないような村に若者が定住するはずがない」という思いから1988年にテレビの共同受信施設組合を設立するとともに、自主放送局（OHK）を設置して多様な情報を各戸に送り届けている。また、集落内のトピックスを掲載したコミュニティー新聞を後継者会のメンバーが年4回発行し、集落の各戸に届けているほか、集落の青年部のメンバーの海外研修の費用の一部を法人が負担するなどの取り組みを行っている。

その結果、近年では新規就農した若者をはじめ、地元から通勤する若者が増加しているほか、家の新築も相次いでおり、法人による集落維持機能が発揮されているといえる。また、法人の設立10周年に合わせて1997年10月に津和野農業改良普及センターが法人の構成員とその家族を

対象に実施したアンケート結果を表11に示した。評価のポイントが高かったのは、「生産費用の減少」、「田を荒らさないようになった」、「加重労働や危険な作業をしなくてよくなった」という評価のほか、「オペレーターへの参加など農業に携わる若い人がでてきた」や「女性や高齢者が働ける場ができた」という項目であった。また、生活面では「地域活動や集落行事が

活発になった」や「集落に対する愛着心・責任感が生まれた」という評価が高くなっている。

以上のように、A法人では集落営農型法人設立後の10年間の多様な取り組みによって、内発的発展力形成の基礎となる集落維持機能を発揮できる段階に到達している。そして、個々の家を守る取り組みとして、村全体で3世代同居を実現したいとしている。

表11 A法人における集落営農型法人の項目別評価（1997年）

項 目	評価ポイント
1 生産費が減少した（機械の購入費等の削減）	4.2
2 農業所得が増えた	2.0
3 加重労働や危険な作業をしなくてよくなった	3.7
4 稲以外に新規作物（畜産も含む）が導入できた	2.0
5 稲以外に作物（畜産も含む）の経営規模が拡大できた	2.0
6 安心して農地（経営）を任せられるようになった	3.3
7 安心して農作業を任せられるようになった	3.1
8 女性や高齢者が働ける場が集落内にできた	3.4
9 オペレーターへの参加など農業に携わる若い人がでてきた	3.5
10 稲の管理面での気苦労が少なくなった	3.1
11 稲作に携わる時間が減少した	3.5
12 田を荒らさないようになった	3.8
13 生活時間にゆとりができた	3.0
14 農業外の仕事に専念できるようになった	2.8
15 体が楽になった	3.0
16 農作業から解放されて気持ちが楽になった	2.7
17 一緒に仕事ができ集落内のまとまりが強くなった	3.2
18 地域活動や集落行事が活発になった	3.5
19 子供からお年寄りまでふれあう機会がふえた	3.3
20 集落に対する愛着心・責任感が生まれた	3.4

注) 1. 津和野農業改良普及センター資料をもとに作成した。

2. 各項目については5段階で評価（「そう思う」が5点「そう思わない」が1点）し、その平均点で示した。なお、回答者の内訳は男14名、女14名の合計28名であり、年齢別では49歳以下4名、50歳代10名、60歳代10名、70歳以上4名である。

#### IV 総合考察

中山間地域に設立された集落営農型法人の運営実態を調査し、その取り組み内容や、出役方式と作業効率、機能と役割などを明らかにしてきた。ここでは、そのまとめとして、集落営農

型法人の課題と経営戦略について検討する。

集落営農型法人による水稻作の経営受託と作業受託の合計面積を刈取面積でみると、A法人16.5ha、E法人10.8ha、B法人10.6ha、C法人9.5ha、D法人6.4haの順に多く、いずれも集落の水田の大部分をカバーしている。その結果、集落営農型法人における作業効率は総じて高く、経

管受託水田での10a当り労働時間は県平均の半分以下である。また、米生産費が把握できた4法人の費用合計は、いずれも県平均を大幅に下回り、都府県の5ha以上層をも下回っている。しかし、費用合計は法人間でかなり開きがみられ、A法人の67,774円に対し、E法人では88,914円かかっている。

この法人間格差は、受託面積と機械保有、あるいは出役システムの違いなどによるものであるが、集落外の水田も含めて作業面積が最も大きいA法人では、保有機械1台で20haまでは対応可能であるとしており、中山間地域においても圃場がまとまっていれば、機械作業は1セット当り20haが規模拡大の上限になり得ると考えられる。したがって、集落営農型法人による周辺集落への経営受託と作業受託の外延的拡大は今後の経営戦略のひとつである。ただし、中山間地域の傾斜地水田では法面を含む畦畔除草を前提とすれば、1人で管理できるのは5haが限界である。安藤(1996年)は、現段階の稲作作業体系を前提とする限り、中山間地域における水田管理のためには適正規模が異なるそれぞれの作業に応じた複数の作業主体が必要であると指摘しており、それぞれの集落営農型法人の保有労働力を十分活用していく形での作業の効率化が望まれる。

また、集落営農型法人の経営戦略として、高付加価値型農業や都市交流による内発的発展力の形成が必要である。保母(1996年)は農山村の内発的発展について、①環境・生態系の保全及び社会の維持可能な発展、②地域にある資源、技術、産業、人材、文化、ネットワークなどのハードとソフトの資源の活用、③経済力の集中・集積する都市との連携、④地域の自律的な意思と地域の実態にあった事業実施主体の形成、などの必要性を指摘している。このうち「地域にある資源の活用」と「都市との連携」については、集落内の貴重な人的資源である女性や高齢者の労働力を活用した生産活動と、様々なネットワークを活用した都市への販売活動による内発的発展力形成の萌芽がみられる。一方、「地域の自律的意思」や「環境・生態系の保全」についてみると、集落営農型法人では、法人化に伴って伝統的・固定的な平等性から近代的・

主体的な平等性への脱皮が進み、まさに自律的意思による農業と集落の再編を行って内発的発展力を持ちうる担い手となっている。更に、水田の水管理や畦畔除草に対して、法人が構成員に管理手当てまで支払って農地の面的維持を図っている状況は、中山間地域の資源管理者としての政策的な受け皿主体としての資格を既に有していることを示している。しかし、集落営農型法人の経営戦略として内発的発展力を形成し、さらに高めていくためには、グリーンツーリズムによる都市との交流をはじめ、観光農園や農産加工まで取り込んだ新たな展開も必要になると考えられる。また、集落営農型法人では、機械オペレーターの数は十分確保されているが、年間雇用による専任オペレーターの月給制や社会保険料の負担まで実施している法人は今のところない。集落営農型法人の今後の課題としては、集落の枠を超えた作業受託の外延的拡大や経営受託のほか、水稻以外の部門での利益追求の取り組みなどによって、年間雇用の実施や保険・年金等の就業条件の整備を図ることがあげられる。これについては、水稻の作業ピークである4月、5月、9月の労働時間が比較的少なく、高い収益性が期待できる作物及び作型を導入して、法人の構成員やオペレーターの家族を含む補助的労働力を活用していく方向も考えられる。なお、法人経営における水稻以外のもうひとつの柱としての新規作物の導入は、観光や宅配などとの結合による新たな都市交流の契機にもなり得る。また、今後は集落営農型法人が地域特産物生産の主要な担い手となるような展開方向も考えられる。

更に、集落営農型法人では、今後担い手不在地域や高齢農家への支援活動が重要になり、集落の枠を超えた地域での連携強化も経営戦略のひとつである。今回調査した5法人のうち、担い手不在の集落外からの受委託にも対応しているのは2法人のみであるが、別の法人でも集落外からの経営移譲の受け皿として新たな経営受託の動きがみられることに象徴されるような、地域の担い手としての役割が大きくなると見込まれる。また、集落外からの受託を本格的に受け入れるとすれば、秋作業を効率化するための春作業の受託や品種構成、コンバインと乾燥・

調製施設の処理能力のバランスなどが重要となり、農協や他の組織の機械施設の相互利用など地域内での連携が必要な場合も出てくると考えられる。

集落と集落との連携については、A法人とB法人のオペレーターが無人ヘリコプター利用組合を設立して町内の水田約60haで防除作業を実施しているが、この事例では集落のみならず、町の農業の担い手としての役割も果たし、農協や市町村農業公社など第3セクターの機能を代替しているともいえる。水稻の中型機械1セット体系での規模拡大の上限は15~20haであり、今後規模拡大によって2セット以上の体系にしていく場合には、集落間での共同利用や数集落の連携、あるいは集落営農型法人の合併などの可能性も出てくる。なお、水稻を中心とする土地利用型農業の担い手としての市町村農業公社は、近年相次いで設立されているが、作業期間が限定される田植及び刈取作業での公社の保有機械1台当りの対応可能面積は、受託圃場が分散しているため10ha程度であり、公社としての対応可能面積にはおのずから限界がある。したがって、公社からの再委託に対応可能な担い手が数多く必要であるが、集落営農型法人はその主要な担い手になり得ると考えられる。

## V 摘 要

集落営農組織の法人化事例の運営実態を調査し、機能と役割について検討した。

1. 集落営農型法人は、経営受託と作業受託の受け皿として機能し、特に後継者のいない農家の経営移譲の受け皿として農地の面的維持の役割を果たしている。

2. 経営受託水田での地代は、委託者側に配慮して圃場整備償還金水準よりもやや高めに設定されているが、肥培管理で最も時間のかかる畦畔除草では、地代とは別に定額の管理手当を支払って作業を再委託している法人もある。

3. 経営受託水田における作業効率は総じて高く、10a当り労働時間と米生産費は県平均を大幅に下回っている。

4. 作業受託水田での作業料金は安く、しかも利用高に応じた割引もあり、肥培管理を行っている高齢者や女性の個別労働時間からみた収益性はかなり高い。

5. 中山間地域でも圃場が集落単位でまとまっていれば、水稻の中型機械1セット体系で15~20haまでは対応可能である。

6. 高齢者と女性の労働力を活用した高付加価値型農業の展開は、集落内に新たな雇用の場を創出している。

7. 法人化による集落維持の取り組みは、後継者のいない農家が低コストで生活できるシステムを確立し、社会福祉の領域を含む社会的コストを結果的に肩代わりしている。

## 引用文献

- 安藤益夫(1996) 地域農業集団の新たな展開。農林統計協会, 22-47.
- 内田和義・北村陽一郎(1995) 村おこしと農村リーダー。中山間地域経営論。御茶の水書房, 295-314.
- 高橋明広(1993) 中山間地域における農業集団法人化の課題と方向。中国農試農業経営研究資料115, 26-37.
- 竹山孝治(1997) 島根県における集落営農組織の法人化の実態と特徴。中国農試農業経営研究123, 81-87.
- 竹山孝治(1997) 市町村農業公社における農作業受託事業の運営実態と展開方向。島根農試研報31, 61-75.
- 納口るり子(1997) 水稻作経営の発展とマーケティング戦略。日本農業経営学会研究大会分科会報告資料, 1-5.
- 保母武彦(1996) 内発的発展論と日本の農山村。岩波書店, 1-5.

### Summary

The functions and roles of five agricultural corporations were investigated on basis of the survey on the farm work trust.

1. The agricultural corporations functioned as a farm management trust and a practical farm trust. As the result of the farm management trust for farmers without successor, their farmlands have been conserved.
2. The rental of trusted paddy fields was fixed a little highly from the level of repayment for a farmland consolidation. Some corporations paid additional charge for weeding tall border ridges beside those fields.
3. The work efficiency of a management trusted paddy field was generally high level. The working hours and the cost for rice production of 10 ares were drastically lower than the average of Shimane Prefecture.
4. The work charge of a management trusted paddy field was cheap. In addition, there was the discount system in proportion to the utilization in the rate schedule. Consequently, there was a high profitability of elderly persons and females for the cultivation.
5. If some paddy fields could be gathered and cultured as the same field, it is possible to cultivate 15 to 20 hectares of field using one set of middle-type rice machines even in middle-mountainous zone.
6. The value-added farming by elderly persons and females made a new employment in the farming groups.
7. An approach to maintain a farming group by the corporation system is enable farmers without successor to live there at the cheap costing. And as the result of this, corporations may play a role of social welfare.